

こうちカーボンニュートラル推進フォーラム等開催委託業務プロポーザル審査要領

こうちカーボンニュートラル推進フォーラム等開催委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「こうちカーボンニュートラル推進フォーラム等開催委託業務公募型プロポーザル募集要領」(以下「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は 100 点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- (1) フォーラム及びイベント関連(80 点)
- (2) スケジュール(10 点)
- (3) 業務実施体制(10 点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、場所

日時: 令和5年7月5日(水)頃

場所: 高知会館(高知市本町5丁目6-42)

※現時点での予定です。正式には審査委員会開催通知にてご案内します。

また、審査会場とは別に控室を準備いたします。

(2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間は1者 15 分以内とします。
- ② 順番は別途お知らせします。
- ③ 各者のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間(20 分)を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基

準」に基づいて審査を行います。

- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者及び次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、審査委員会において協議のうえ、候補者及び次点者を決定します。

別紙

審査基準

審査の項目		審査の視点	配点
1 フォーラム及びバスツアー関連	フォーラムの実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の目的を理解し、反映できているか ・基調講演者等の選定がイベントの主旨に沿っているか ・一般の方が理解しやすい講演者及び講演内容となっているか ・SDGs等の取り組みを行っている企業や自治体を提案できているか(県内含む) ・SDGs等と協働の森づくり事業との関連をうまく説明できる構成となっているか 	20
	バスツアーの実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・バスツアーに参加された方が本事業について理解・関心を深めることができる内容となっているか ・参加された企業・団体が、継続又は新規参入への関心を持つことができる内容であるか 	10
	会場設営	<ul style="list-style-type: none"> ・フォーラム会場を有効に利用し、魅力的なイベントや展示物を設営することができるか ・ユニバーサルデザイン(バリアフリー等)に配慮し、安全対策がなされているか 	15
	人員配置計画 ・危機管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・準備、後片付け等含め、適切に運営できる人員体制となっているか ・来場者アンケートや記録写真の撮影等、成果報告に向けた体制は確保されているか ・参加者の安全を考慮した危機管理体制が確保されているか ・新型コロナウイルス等の感染症対策がなされているか ・緊急時の連絡体制は明らかになっているか 	10
	広報計画	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシやポスター等による広報計画(配布先、SNSやマスメディアの活用等)は広く一般県民、企業、市町村、森林組合の方々に周知する内容となっているか ・集客を高めるための手法や工夫がされているか ・協働の森づくり事業等に関するパネル展示が効果的に行われているか ・WEB上の配信により、企業や県民に対してPRがされているか 	15
チラシデザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・フォーラム等の開催趣旨に沿ったデザインとなっているか ・デザインや写真等の構成は目をひくものとなっているか 	10	
2 スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・企画全体のバランス、円滑な進行、清掃、準備、後片付け等適切な運営ができるタイムスケジュールとなっているか 	10	
3 業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・上記1及び2について、業務の推進体制及び責任者、その他当該業務に従事する者の役割が明確に示されており、本業務の成果をあげるのに十分な期間従事することとなっているか ・信頼性のある取組体制で、事業遂行能力が十分であると認められるか 	10	